超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九四・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九一・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九二・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九三・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九二・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九三・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九二・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九三・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九一・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九二・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九三・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九二・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九四・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九一・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九二・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九三・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九二・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九四・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九一・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九二・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九三・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九二・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九三・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九一・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九二・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九三・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九二・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九四・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九一・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九二・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九三・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九二・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九三・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九一・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九二・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九三・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九二・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九四・五			